

温室効果ガス排出量の把握・公表に関する仕組み（案）

京都議定書の締結に伴い、温室効果ガス排出量を自ら把握する仕組みを構築。
 事業者（エネルギー転換、産業、民生業務、運輸業務用の各部門）
 ……温室効果ガス排出量の把握・公表の仕組み
 家庭（民生家庭、運輸自家用の各部門）
 ……電気、ガス、熱の使用に伴う温室効果ガス排出量の通知の仕組み

・事業者・家庭における温室効果ガス排出量の把握・公表に関する仕組み

（１）事業者における温室効果ガス排出量の把握・公表の仕組み

1. 目的

事業者が自ら排出量を適切に把握・管理するとともに、情報を広く国民に提供し、説明することによって、国民とのコミュニケーションを深め、事業者の自主的な取組を促す。
 温室効果ガスの個別排出源情報を把握し、国の計画の点検・評価、見直しにつなげる。

2. 現在の状況

現在、環境報告書を作成・公表している企業が増えており、排出量の公表は事実上進んでいる。
 ただし、環境報告書の記載情報は、各企業によって算定方法がバラバラであり、相互に比較が困難なため、自己評価も第三者評価も困難。
 また、大企業の中でも環境報告書を公表していない企業は多く、公平性に欠ける。（1部2部上場企業の23.4%が環境報告書を公表（平成12年度環境庁調査））
 温室効果ガスについては、事業者が排出量を把握・公表する仕組みがない。

3. 仕組みの概要

国は、温室効果ガス（6種類）の算定方法について指針を示す。
 一定規模以上の事業者（民生・運輸部門関係も含む）は、指針に則り、毎年、温室効果ガスの排出量を把握・公表。国にも報告。
 製造した製品の使用に伴う排出量も含め、製品の使用段階での取組状況も把握。
 エネルギー使用量の把握を求めている既存の制度（省エネ法等）も適宜活用。

(2) 家庭における電気、ガス、熱の使用に伴う温室効果ガス排出量の通知制度

1. 目的

国民が自らの排出量を把握する仕組みを構築することにより、家庭等における取組を支援する。

2. 現在の状況

現在、国、自治体、企業などが、家庭向けの環境家計簿を作成・普及しており、家庭における温室効果ガス排出量の算定を支援している。
しかしながら、実際にどの程度の数の家庭において、環境家計簿を付け、自らの排出量を把握しているかは不明。

3. 制度の概要

電気、ガス、熱の使用に伴う温室効果ガス排出量について、これらの公共料金の通知に併せて一般消費者に通知。
各家庭で、自らの排出量を把握し、削減のための取組を実践することに寄与。

・国は、上記仕組みによる事業者等の排出量情報と、各種統計による排出量情報とを総合的に分析・評価し、施策の改善にフィードバック。

